

金融機関を通して融資する制度

(注1)融資利率は平成23年5月23日現在のものであり、変更する場合があります。
 (注2)融資には、金融機関と信用保証協会の審査があり、認定・承認を受けているなど対象者であってもご希望に添えない場合があります。
 (注3)担保に関して特記事項にない資金については、必要に応じて担保が徴求されます。
 (注4)融資の申込先は、全資金各取扱金融機関です。

制度融資保証料一覧表									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基本保証料率	1.56%	1.46%	1.30%	1.14%	0.98%	0.88%	0.72%	0.56%	0.45%
小口零細特別資金	1.80%	1.65%	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.65%	0.50%

一部資金を除き、中小企業者の経営状況を反映した保証料率が適用されます(融資額に対する年率)
 長期経営安定資金・地域産業振興資金については、さらに低い保証料率を適用します。
 具体的な保証料率については信用保証協会にご確認ください。

※ 決算書類(貸借対照表)を作成していない事業者については、区分⑤の保証料率を適用します。
 ※ 「中小企業会計」に準拠して決算書類を作成したこと、又は会計参与を設置していることを確認できる会社については、左記保証料率から0.1%割引した保証料率を適用します。

区分	資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	融資利率(固定金利)	融資期間	担保及び保証人	保証料率	取扱金融機関	備考
経営支援	組織強化育成資金	中小企業等協同組合、商工組合、その他組合で商工中金の貸付対象となる団体並びに組合員	設備資金 組合員 1億円 組合員 8,000万円 運転資金 組合員 1億円 組合員 7,000万円	組合 年1.935% 組合員 年1.935%	10年以内 (内据置1年以内) 7年以内 (内据置1年以内)	金融機関所定の条件とする	-	商工中金奈良支店		
	経営強化資金	事業資金を必要とする者	設備資金 3,500万円 運転資金 2,500万円	年1.935%	7年以内 (内据置1年以内) 5年以内 (内据置6月以内)	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合		
	小規模事業者資金	次のいずれにも該当する者 1. 小規模企業者 2. 商工会議所・商工会の指導を受けている者 3. 小規模企業共済制度に加入している者	設備資金 運転資金	1,500万円	年1.935%	5年以内 (内据置6月以内)	保証協会の追認保証 担保不要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	制度融資保証料率一覧表 基本保証料率参照	南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	申込先は 商工会議所、商工会
	短定期経営資金	短期の運転資金を必要とする者	運転資金	1,000万円	年1.735%	1年以内	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要			
	長定期経営資金	経営の維持改善に意欲を有するが、資金繰りに困っている者で次に該当する者。 流動比率が150%以下又は当座比率が100%以下であること。ただし、個人企業等においてこれらの比率の確認が困難な場合は、借入金の必要性が認められる状況であること。	運転資金	1,000万円	年1.835%	3年以内 (内据置6月以内)	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	申込先は 取扱金融機関 商工会議所、商工会
	小口特別零資金 (責任共有制度対象外)	小規模企業者で事業資金を必要とする者	設備資金 運転資金	1,250万円 (但し、既保証債務残高(根保証においては融資限度額)との合計で1,250万円の範囲となる融資に限る)	年1.935%	7年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 担保不要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	制度融資保証料率一覧表参照		
緊急支援	地域産業資金	地域産業事業者で事業資金を必要とする者	設備資金 運転資金	5,000万円	年1.835%	7年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	
	経済変動対策資金	(1) 次のいずれかに該当するものとして知事の認定を受けた者 ① エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 ② 災害により被害を受けた者 ③ 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する者 ④ 地域振興対策として経営の合理化、近代化を図る者 ※②③については、事実発生日の翌日から1年以内とする。 (2) 売上高又は売上総利益若しくは営業利益の減少により一時的に業況の悪化している者 (3) 社会的要因による突発的出費又は業況悪化により資金繰りに支障をきたしている者	設備資金 (①③及び②を除く) 3,000万円 運転資金 2,500万円	7年以内 年1.835% 7年超 年2.035% 5年以内 年1.835% 5年超 年2.035%	10年以内 (内据置1年以内) 7年以内 (内据置1年以内)		制度融資保証料率一覧表 基本保証料率参照		(1)①～④の認定の 申込先は 地域産業課 ※ 選択する融資期間により融資利率が変わります。	
	セーフティネット対策資金 (1～6号は責任共有制度対象外)	中小企業信用保険法第2条第4項の「特定中小企業者」として市区町村長の認定を受けた者 経済産業大臣が指定した 1号:連鎖倒産防止 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号:突発的災害(事故等) 4号:突発的災害(自然災害等) 5号:業況の悪化している業種(全国的) 6号:取引金融機関の破綻 7号:取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 8号:取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	運転資金	2,500万円	5年以内 年1.835% 5年超 年2.035%	7年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	年0.70% (対象者のうち7号及び8号については年0.63%)	商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	認定の申込先は 事業所のある市区町村 ※ 選択する融資期間により融資利率が変わります。
	東日本大震災復興緊急資金	次のいずれかに該当する者として市区町村長等の証明又は認定を受けた者 (1) 特定被災区域内に事業所を有し、直接被害を受けた者。 (2) 特定被災区域内に事業所を有し、震災後最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少している者。 (3) 特定被災区域内の事業者との取引関係により、震災後最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少している者。 (4) 震災に起因する風評被害による契約の解除等の影響で、震災後最近3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少している者。 (H24.3.31までに融資の実行を受ける者に限る)	設備資金 (①、②の者のみ) 5,000万円 運転資金 5,000万円	5,000万円	年1.735%	10年以内 (内据置2年以内)		年0.60%		証明又は認定の申込先は 事業所のある市区町村
資金	再生支援金	次のいずれかに該当する者として推薦を受けた者 (1) 経営の安定に支障を生じ商工調停士の指導を受けている者 (2) 奈良県中小企業再生支援協議会の支援により、経営改善計画等に基づき、再生事業を実施する者	設備資金 運転資金	3,500万円	年2.035%	10年以内 (内据置1年以内)		制度融資保証料率一覧表 基本保証料率参照		推薦の申込先は (1) 商工会議所・商工会連合会 (2) 奈良県中小企業再生支援協議会

区分	資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	融資利率(固定金利)	融資期間	担保及び保証人	保証料率	取扱金融機関	備考
創業	創業支援金 (責任共有制度対象外)	県内で創業しようとする者等で次のいずれかに該当する者 (1) 創業者 ① 事業を営んでいない個人であって、借入額と同額以上の自己資金を有し、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 ② 事業を営んでいない個人であって、借入額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が新たに事業を開始する具体的計画を有する者 ③ 中小企業者である会社が事業の全部又は一部を継続実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する者 (2) 既事業者 ① 事業を営んでいない個人が新たに事業開始後5年未満 ② 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立後5年未満 ③ 中小企業者である会社が事業の全部又は一部を継続実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立後5年未満 (注: 奈良の魅力あるレストラン創業支援資金・奈良の宿創業資金との併用不可)	設備資金 運転資金	1,500万円 (但し、(1)①、②の者は自己資金の額を限度とする)	年1.835%	設備 7年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 担保不要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	年0.80%		
		運転 5年以内 (内据置1年以内)								
支援	経営革新支援金	新たな取組により経営の向上を図ろうとする中小企業者等で、 中小企業新事業活動促進法に基づき経営革新計画の承認を受けた者	設備資金 運転資金	2,000万円 1,000万円	年1.835%	7年以内 (内据置1年以内) 5年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	年0.63%		承認の申込先は 工業振興課
資金	フロンティア支援金	次のいずれかに該当する者 (1) 県内で日本標準産業分類の小分類(3桁分類)の異なる業種に進出しようとする中小企業者で、次の(1)又は(2)に該当する者 ① 現在行っている事業を廃業し、異なる業種の事業を開始することにより、 事業の転換 を図ろうとする者(開始後6か月未満の者に限る) ② 現在行っている事業を継続しながら、異なる業種の事業を開始することにより 経営の多角化 を図ろうとする者(開始後6か月未満の者に限る) (2) 企業内又は企業間情報ネットワークを構築 しようとする者 (3) インターネット等の情報システムを用いて、 電子商取引等の先進的なビジネス手法 を採用しようとする者 (4) 「ISO9000シリーズ」又は「ISO14000シリーズ」の認証を取得しようとする者	設備資金 運転資金	2,000万円 1,000万円	年1.835%	設備 7年以内 (内据置1年以内) 運転 5年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	制度融資保証料率一覧表 基本保証料率参照		
資金	企業立地促進資金	「企業立地促進法」に基づき「企業立地計画」または「事業高度化計画」を提出し 知事の承認を受けた 、工場の新増設または事業高度化を実施する者 (注: 対象地域及び対象業種あり)	設備資金 運転資金	2億8,000万円 (運転資金は8,000万円) (普通保証と別枠)	年1.835%	設備 15年以内 (内据置1年以内) 運転 7年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	年0.50%	商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合	承認の申込先は 企業立地推進課
支援	働きやすい職場環境整備支援資金	次のいずれかに該当する者で、 知事の認定を受けた者 (1) 事業所内託児施設の新築・増改築等しようとする者 (2) 事業所内のバリアフリー化しようとする者 (3) 事業所内託児施設の運営を行う者 (4) 育児休業取得のための支援を行う者 (5) 在宅勤務制度・短時間勤務制度を導入している者 (6) 「奈良県社員・シャイン職場づくり登録企業」である者 (注: (1)(2)の者は設備資金、(3)~(6)の者は運転資金を対象とする)	設備資金 運転資金	8,000万円 (運転資金は2,000万円)	年1.735%	設備 7年以内 (内据置1年以内) 運転 5年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	制度融資保証料率一覧表 基本保証料率参照		認定の申込先は 雇用労政課
資金	新卒学生等雇用促進支援資金	新規学卒者又は卒業後3年以内の既卒者(1年以上継続して同一の事業主のもとで正規雇用された経験がない者)を正規雇用している者で、 知事の認定を受けた者	運転資金	1人雇用 1,000万円 2人以上雇用 1,500万円	年1.735%	5年以内 (内据置1年以内)				
おもてなし	奈良の魅力あるレストラン創業支援資金 (責任共有制度対象外)	県内で魅力ある飲食店を創業しようとする者(創業支援資金の(1)創業者に該当する者)で、その事業計画について 知事の認定を受けた者 (注: 創業支援資金・奈良の宿創業資金との併用不可)	設備資金 運転資金	個人 2,500万円 (但し、対象事業費の50%以内) 法人 1,500万円	年1.835%	設備 7年以内 (内据置1年以内) 運転 5年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 担保不要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	年0.80%		認定の申込先は 商業振興課
産業界	奈良の宿創業資金 (責任共有制度対象外)	県内で宿泊施設を創業しようとする者(創業支援資金の(1)創業者に該当する者)で、その事業計画について 知事の認定を受けた者 (注: 創業支援資金・奈良の魅力あるレストラン創業資金との併用不可)	設備資金 運転資金	個人 2,500万円 (但し、対象事業費の50%以内) 法人 1,500万円	(H24.3.31までに融資実行を受けた借受者に県が5年間2%の利子補助)	設備 7年以内 (内据置1年以内) 運転 5年以内 (内据置1年以内)				
資金	奈良の宿フロンティア・開業支援資金	県内で宿泊施設を開業しようとする次のいずれかに該当する者で、その事業計画について 知事の認定を受けた者 (1) 県内で宿泊施設事業に進出しようとする者で、次の①又は②に該当する者 ① 現在行っている事業を廃業し、宿泊施設事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする者 ② 現在行っている事業を継続しながら、宿泊施設事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとするもの (2) 県内の既存宿泊施設事業者であって新たに宿泊施設を開業しようとする者	設備資金 運転資金	1億円		設備 15年以内 (内据置1年以内) 運転 7年以内 (内据置1年以内)	保証協会の保証が必要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	制度融資保証料率一覧表 基本保証料率参照		認定の申込先は 企業立地推進課
資金	奈良の宿パワーアップ資金	宿泊施設の増築・改築及び設備の設置を行おうとする、県内の既存宿泊施設事業者で、その事業計画について 知事の認定を受けた者	設備資金	1億円		15年以内 (内据置1年以内)				